

▶太鼓まつり



八幡に盛夏の到来を告げる「太鼓まつり」の季節がやってきました。16日の午後6時30分、高良神社前に地区のみこし4基と、子どもみこしが集結します。それぞれの町衆約100人が、2トにもなるみこしを担いで参道を練り歩き、「宮入り」を披露する様は迫力満点です。

また、高良神社周辺には夜店も出て、夏祭りの風情たっぷりです。皆さんもご家族そろって、故郷の祭りを盛り立ててください。

日時 7月16日(日)午後6時30分～9時  
場所 高良神社前  
問合せ 商工観光課

▶夏休み体験学習

「古代のアクセサリ 勾玉をつくろう!」

日時 ①7月27日(木)、②7月28日(金) ※各日とも、午後1時30分～3時30分(受付開始は午後1時～)

場所 ふるさと学習館  
対象 市内在住・在勤者優先。※小学2年生以下は、保護者の同伴が必要。  
定員 各10人(定員になり次第締切)  
参加費 300円  
持ち物 筆記用具、飲み物、タオル ※汚れてもいい服装でお越しください。

申込み・問合せ 7月3日(月)～26日(水)に、電話で文化財保護課(☎972-2580、FAX972-2588)へ

▶夏休み親子囲碁教室

日時 8月6日(日)午前9時30分～正午

場所 文化センター3階第5講習室

対象 市内在住の幼児～高校生と保護者(子どものみ参加も可)

定員 30人  
参加費 子どものみ100円(保険料)

申込み・問合せ 7月21日(金)までに、住所、氏名(ふりがな)、学年、電話番号を記入し、ハガキまたはFAXで、文化協会(〒614-8022 八幡東浦5 ☎・FAX983-9202 火・木・金の午前9時～午後4時)へ



▶コミュニティバスやわた 迂回運行のお知らせ



「太鼓まつり」みこし巡行に合わせ、安全のため、コミュニティバスやわたの路線を一部迂回運行します。「あさひ公園前」～「一区公会堂前」の停留所は休止となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

日時 7月14日(金)、15日(土)、16日(日)午後3時～終日  
問合せ 管理・交通課、京阪バス株男山営業所(☎982-7721)

▶第6回 ダンスフェスティバル in YAWATA

日時 7月30日(日)午後1時30分開演

場所 文化センター大ホール

出演団体 雅big、SPARK、MM5、平岡百合子ダンススタジオ、ミツルモダンバレエスタジオ  
入場料 前売り800円(当日1,000円)。チケットは、文化センター、生涯学習センター、市民交流センターにて販売。

問合せ 文化協会(☎983-9202 火・木・金の午前9時～午後4時)



市民ギャラリー

【俳句】  
麦秋の 灯点し唄の 街の鐘 吉川 せい子(八幡長田)  
背を伝ふ 三筋の汗や かざら橋 濱口 峻(西山足立)  
大桶に 背なをあずけて 風を聴く 吉川 慶(八幡福塚谷)

▶公益社団法人 日本3B体操協会京都府支部の つどいin八幡

心と体の元気アップ! 3B体操のつどい

日時 7月23日(日)午後2時30分～4時(開場は午後2時～)

場所 文化センター4階小ホール

対象 会員、市在住の人

定員 50人

参加費 無料

持ち物 運動のできる服装、飲み物、タオル

問合せ 公益社団法人日本3B体操協会=松原(☎981-7075)

募集

▶八幡市交通安全指導員募集

市では、児童・生徒などの登校時における交通安全を保持する交通安全指導員を次のとおり募集します。

勤務期間 8月28日(月)～平成30年3月31日(土)(翌年度も継続あり)、原則は月曜～金曜日の午前7時30分～8時30分

対象 満18歳以上の人(高校生は不可)

勤務場所 中央小学校区(西村生樹園前)

時間額 1,510円

その他 夏・冬服一式など貸与。

申込み・問合せ 管理・交通課にある履歴書(市販可)に写真を添付して8月18日(金)までに管理・交通課へ

▶第45回 八幡市民文化祭 舞台発表出演団体募集

開催日 10月28日(土)、29日(日) 午前10時～午後4時

場所 文化センター大ホール

参加資格 ▶市内在住・在勤・在学者で、出演者の過半数が市内在住者であること。▶1団体5名以上で、活動拠点が市内にあること。▶団体代表者は実行委員会に出席できること。

出演種目 歌謡、日本舞踊、民舞、ダンス、バレエ、コーラス、謡曲、詩吟、民謡、三曲、大正琴、オカリナ、和太鼓など

申込み 社会教育課、生涯学習センター、文化センター、各公民館・コミュニティセンター、市民交流センターにある申込書に記入し、7月28日(金)、29日(土)の午後1時～3時(厳守)に市民交流センターへ持参。

問合せ 文化協会(☎・FAX983-9202 火・木・金の午前9時～午後4時)

あなたも一言

「七夕の願い事」をテーマに、短冊とともにメッセージを紹介します。

男山弓岡  
荒木 舞菜さん(中央)  
弥音ちゃん(右)  
珠音ちゃん(左)



子どもたちは料理が大好きで、よくお手伝いをしてくれて、毎日帰ったり、とても活発です。元気が一番です。でも、もうちょっとおしとやかさも欲しいなと思っていました。

(1) 家族みんなが元気で笑って暮らせますように。

男山美桜  
川崎 完樹くん



去年からそろばんを習っています。今は4級で割り算の基本問題が終わわり、タイムを計り始めました。級が上がっていくと問題が難しくなっていくけれど、頑張って1級になりたいです。

(1) そろばんで1級になりたい

橋本東原  
遊佐 勝彦さん



民生児童委員協議会の地区の会長としており、今年で100年目を迎える民生委員制度のPR活動をしています。身の回りで困ったことなどがあるときは、気軽に相談してもらいたいです。

(1) 民生児童委員は、みんなの役に立ってほしい。

▶メッセージの掲載希望者募集

9月号への掲載を希望される人は7月1日(土)～7月20日(木)(電話・窓口受付は土日祝を除く)に秘書広報課へ。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

# 情報ひろば

市役所への問い合わせは  
☎983-1111 (代)  
FAX982-7988へ  
市の主催・共催・後援のみ掲載

## 市政情報

### ▶特定計量器の定期検査 (巡回検査)

事業所などで取引や証明に使われる「はかり」は2年に1回検査を受けることが計量法で義務付けられています。  
実施日 8月2日(水)～4日(金)  
場所 特定計量器の所在場所へ検査員が訪問  
対象 ひょう量が30kg以下の電気式ばかりで、検定証印または基準適合印が付されており、取引や証明に使われるもの  
手数料 定期検査対象特定計量器および手数料一覧表に基づく金額  
※前回(平成27年)の検査を受けていない事業者は、7月6日(木)までに商工観光課へ連絡ください。  
問合せ 商工観光課

### ▶介護サービス費が高額になったとき

在宅・施設サービスの1カ月あたりの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額)が、表の負担上限額を超えた場合、申請により上限額を超えた額を高齢介護サービス費として支給する制度があります(すでに申請されている人は手続き不要です)。  
平成29年8月から、市民税課税世帯の人の負担上限額が変更になります。※次の負担額については対象外です。  
①食費・居住費や、日常生活費などの保険給付対象外の利用者負担額②住宅改修費、福祉用具購入費の1割負担額③保険給付の支給限度額を超える利用者負担額

利用者負担段階区分	負担上限額 (平成29年7月まで)	負担上限額 (平成29年8月から)
・生活保護を受けている人 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない人	個人15,000円 世帯15,000円	個人15,000円 世帯15,000円
・市民税非課税世帯の人	世帯24,600円	世帯24,600円
・市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	個人15,000円 世帯24,600円	個人15,000円 世帯24,600円
・市民税課税世帯の人	世帯37,200円	世帯44,400円(※1)
・医療保険制度における現役並み所得者相当の人(※2)	世帯44,400円	世帯44,400円

(※1) 1割負担の人のみの世帯は、平成29年8月から3年間、年間上限額が446,400円となります。  
(※2) 現役並み所得者相当の人とは：同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の人がある人。ただし、以下の要件を満たす人は、平成29年7月まで、申請により自己負担限度額が世帯37,200円となります(対象となる可能性のある人については通知をします)。  
①単身世帯で収入が383万円未満の人。  
②65歳以上の人が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の人。  
問合せ 高齢介護課

### ▶介護保険施設などの食事・居住費(滞在費)を減額

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設に入所している人、ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)を利用している人の食費・居住費(滞在費)を軽減します。※介護予防含みます。  
対象者は生活保護受給者および市民税非課税世帯で預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の人です。※申請した月の初日からの適用となります。利用予定のある人は事前に申請してください。  
申込み・問合せ 高齢介護課

### ▶介護用おむつ等を支給します

要介護3以上の要介護者を在宅で介護している人に紙おむつ等の介護用品を支給します。対象者は、次の要件をすべて満たす人に限ります。  
①基準日(毎月1日)現在、要介護3以上の認定を受けた人を介護している人  
②要介護者、介護者ともに市内在住で、市民税非課税世帯の人  
給付内容 指定業者で介護用品と交換ができる毎月5,000円分の給付券を交付します(申請月から交付)。  
申込み・問合せ 高齢介護課

### ▶在宅介護者に慰労金を支給します

市は、継続して1年間、介護保険のサービスを利用せずに家族を在宅で介護している人に、慰労金10万円(年1回)を支給しています。  
対象者は在宅で常時、直接介護している3親等内の親族で、次の要件をすべて満たす人です(介護者、要介護者がともに市内在住者)。  
①要介護4以上の認定を受けた人を介護保険のサービスを継続して1年間利用せずに在宅で介護している人(入院期間や年間7日以下のショートステイの利用、住宅改修費の支給および特定福祉用具の購入を除く)  
②要介護者が市民税非課税で、介護者とともに介護保険料の滞納がない人  
申込み・問合せ 高齢介護課

### ▶専門医による認知症相談会を実施します

本人や家族等からの、物忘れ、認知症他、心の悩みに専門の医師が相談をお受けします。  
日時 7月21日(金)午後2時～  
場所 文化センター3階第1講習室  
対象 65歳以上の市民またはその家族、関係機関  
定員 2組(予約制。相談時間は1組30分)  
申込み・問合せ 7月19日(水)までに電話で高齢介護課へ

### ▶第10回特別弔慰金請求の受付をしています

平成27年5月から受付しているものです

対象 満州事変(昭和6年9月18日)以後の戦没者等の遺族(遺族は戦没者等の死亡当時、生まれていたことが要件。なお、子については胎児も含まれる)。ただし、平成27年4月1日現在において遺族年金などを受給している人がいる場合は該当しません。  
請求期間 平成30年4月2日まで。  
請求手続 福祉総務課※第二分庁舎2階に移転しました。申請には、マイナンバーの記載が必要です。  
その他 申請者に対し、国債交付等の準備が整い次第、通知書を送付いたします。※なお、国債の発行までに時間を要しています(戦没者の本籍地が京都府以外の場合は申請から1年以上要する場合があります)。すでに申請された人は、通知書が届くまでお待ちください。  
問合せ 必要書類など、詳しくは福祉総務課へ

### ▶敬老のつどいを開催

地域単位で「敬老のつどい」を開催します。各地域での開催日程等については、7月上旬に全戸配布する「敬老のつどいのお知らせ(申込ハガキつき)」をご覧ください。  
なお「敬老のつどい」に参加される人は、7月31日(月)までに、申込ハガキにてお知らせください。  
問合せ 高齢介護課

## イベント

### ▶さつき市民プールオープン



期間 7月21日(金)～8月31日(木)  
※7月31日(月)～8月4日(金)は無料開放!!  
時間 午前9時～午後5時(入場は午後4時まで)  
利用料

区分	3歳以上 15歳未満	15歳以上 18歳未満	18歳以上
料金	100円	200円	300円

※3歳未満、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、およびその介護者ならびに市内在住で遊泳せずに就学前の幼児に付き添う人(幼児1人につき1人)は利用料免除。  
問合せ 八幡市公園施設事業団(☎981-6111、FAX981-6820)

### ▶石清水八幡宮本殿瑞垣のカマキリと祇園祭「蟻螂山」の縁を訪ねて

「福もらい」に石清水八幡宮昇殿参拝と祇園祭蟻螂山の山歩き(曳初め)体験に出掛けてみませんか。  
日時 7月13日(木)午前9時～午後0時45分(受付は午前8時40分～)※雨天決行。  
場所 観光情報ハウス(京阪「八幡市駅」前)集合  
行程 観光情報ハウス～石清水八幡宮昇殿参拝・瑞垣の説明～京阪「八幡市駅」～近鉄「丹波橋駅」～地下鉄「四条駅」～蟻螂山会所見学および山歩きなど～現地解散  
定員 20人(先着順)  
参加費 1,400円(昇殿参拝料・蟻螂山厄除授与など)※ケーブル代・京阪・近鉄・地下鉄の交通費は別途要。  
申込み・問合せ 7月9日(日)までに、観光協会(☎981-1141)へ